

委託仕様書

1 委託事業名

マンガ家志望者支援業務

2 業務期間

契約締結の日から平成31年9月30日までとする。

3 業務の内容

(1) マンガ出張編集部

マンガ・アニメの総合見本市「京都国際マンガ・アニメフェア2019」の開催（平成31年9月21・22日（土・日））に合わせ、マンガ編集部を京都に招き、マンガ家志望者に原稿持込の機会を提供する「マンガ出張編集部」を企画・運営すること。

なお、開催に当たっての出展編集部の募集・各種調整・広報等を含む（会場費・会場備品使用料の支払いは不要）。

開催日：平成31年9月21日（土）

開催場所：みやこめっせ地下1階 日図デザイン博物館 展示室

目標出展数：60編集部（昨年（平成30年9月15日）開催時は60編集部が出展）

＜参考：京都国際マンガ・アニメフェア2019 みやこめっせ会場開催期間＞

平成31年9月21・22日（土・日）

午前9時～午後5時（22日は午後4時まで）

(2) 京都国際漫画賞

マンガ家志望者が京都を通じてプロデビューする機会を創出することを目的として、京都国際マンガ・アニメフェア実行委員会等が開催する「京都国際漫画賞2019」を企画・運営すること。

なお、実施に当たっての各種調整・広報、応募作品の募集・審査、表彰等を含む（京都国際マンガ・アニメフェア2019内で表彰式を開催する場合、会場費・会場備品使用料の支払いは不要）。

4 報告書

委託業務完了後速やかに報告書を作成し、上記2の業務期間内に電子データを本市に提出すること。

報告書については、以下の内容を踏まえたものを提出することとする。

- ・実施事業の概要
- ・出展者数、参加者数及びアンケート集約などに伴う事業効果

5 その他

(1) 協議事項

この仕様書に定めのない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、京都国際マン

ガ・アニメフェア実行委員会と受託者との間で協議を行う。協議が整わないときは、京都国際マンガ・アニメフェア実行委員会の指示するところによる。

また、委託事業の開始から終了までの間、事業の実施方法や進ちよく状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に本市と連絡調整を行うこと。

(2) 個人情報等の保護

受託者は、この委託業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報をこの事業の目的外に使用してはならない。委託期間終了後も同様とする。

(3) 損害賠償

委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、京都国際マンガ・アニメフェア実行委員会の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理する。

(4) 著作権

成果物の作成過程で発生した当該業務に固有のアイデア、デザイン等の著作権は全て京都国際マンガ・アニメフェア実行委員会に帰属するものとする。ただし、京都国際漫画賞への投稿作品については、投稿者等に帰属するものとする。

(5) 自主的な情報収集

受託者は、当該業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し、報告するとともに、京都市に有益な提案を積極的に行うこと。

(6) 会議又は打合せ場所の確保

受託者は、当該業務の遂行に当たり、京都市との会議又は打合せを行う必要があるときは、京都市役所内で行う場合を除き、会議又は打合せの場所を確保すること。

(7) 本事業に係る監査への協力

受託者は、本事業に係る会計検査や業務監査が行われる場合は、契約期間の終了後であっても協力すること。